

青森県報

第三千九百二十二号

平成二十六年
十一月十七日
(月曜日)

目次

告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………(健康福祉課)……………一

右 同……………(同)……………一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同)……………二

中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………(同)……………二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同)……………二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同)……………三

右 同……………(同)……………三

右 同……………(同)……………四

告

示

青森県告示第七百九十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「例による生活保護法」という。)第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社サン・ケア	三戸郡南部町大字平字虚空蔵四〇の三	サンケア南 部薬局	三戸郡南部町大字平字虚空蔵四〇の三	平成二六・八・三
有限会社サン・シヨウ	青森市大字筒井二の八ツ橋一三八	サン調剤薬 局三沢店	三沢市大字三沢字堀口二二九九の三	平成二六・九・一

青森県告示第七百九十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「例による生活保護法」という。)第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

有限会社 ン・ケア	〇字平三 の三	三戸郡南部町大 字平三虚蔵四	"	管理指導	居宅療養 介護予防	名 称	所 在 地	介 護 予 防 事 業 者	介 護 予 防 事 業 所	指 定 年 月 日
有限会社 ン・ケア	〇字平三 の三	三戸郡南部町大 字平三虚蔵四	"	管理指導	居宅療養 介護予防	名 称	所 在 地	介 護 予 防 事 業 者	介 護 予 防 事 業 所	指 定 年 月 日
サンケア南 部薬局	三戸郡南部町大 字下名久井字白 山八七の八	三戸郡南部町大 字平三虚蔵四	"	管理指導	居宅療養 介護予防	名 称	所 在 地	介 護 予 防 事 業 者	介 護 予 防 事 業 所	指 定 年 月 日
サンケア南 部薬局	三戸郡南部町大 字下名久井字白 山八七の八	三戸郡南部町大 字平三虚蔵四	"	管理指導	居宅療養 介護予防	名 称	所 在 地	介 護 予 防 事 業 者	介 護 予 防 事 業 所	指 定 年 月 日
サンケア南 部薬局	三戸郡南部町大 字下名久井字白 山八七の八	三戸郡南部町大 字平三虚蔵四	"	管理指導	居宅療養 介護予防	名 称	所 在 地	介 護 予 防 事 業 者	介 護 予 防 事 業 所	指 定 年 月 日
サンケア南 部薬局	三戸郡南部町大 字下名久井字白 山八七の八	三戸郡南部町大 字平三虚蔵四	"	管理指導	居宅療養 介護予防	名 称	所 在 地	介 護 予 防 事 業 者	介 護 予 防 事 業 所	指 定 年 月 日
サンケア南 部薬局	三戸郡南部町大 字下名久井字白 山八七の八	三戸郡南部町大 字平三虚蔵四	"	管理指導	居宅療養 介護予防	名 称	所 在 地	介 護 予 防 事 業 者	介 護 予 防 事 業 所	指 定 年 月 日

青森県告示第七百九十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事 業の種類	名 称	所 在 地	居宅介護事 業所	変 更 年 月 日

青森県告示第七百九十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所 在 地	居宅介護支 援事業所	変 更 年 月 日
社会福祉法 人伸康会	弘前市大字独 狐字石田一二 の一	居宅介護支 援事業所平 成の家	弘前市大字石 四丁目一三の七	弘前市大字石 四丁目一三の七	弘前市大字独 狐字石田一二 の一	平成 二五・二一〇		

青森県告示第七百九十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の

届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	介 護 予 防 事 業 者
株式会社 あうら	青森市幸畑 二丁目六の 一〇	主たる事務 所の所在地	介 護 予 防 事 業 者
訪問看護	ヘルパー センター ヨシノミ	名 称	介 護 予 防 事 業 所
	弘前市大字 中野二丁目 七の五	所 在 地	変 更 年 月 日
	弘前市大字 大原二丁目 一〇の一		平成 二六・六・一

青森県告示第七百九十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

津軽保健生 活協同組合	名 称	居 宅 介 護 事 業 者
弘前市大字田町 五丁目二の二	主たる事務所 の所在地	
訪問看護	類 種	居 宅 介 護 事 業 者 類 種
津軽保健生 活協同組合	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
訪問看護 ふじしる ティン ション コン	所 在 地	
弘前市大字藤代 二丁目二の一		廃 止 年 月 日
		平成 二六・七・三

日本健康開 発株式会社	弘前市大字八幡 町三丁目一の一	訪問介護	ひなた松原	弘前市大字松原 東三丁目二の一	二六・九・三
株式会社町 田アノド 田商会	弘前市大字境関 字西田二八の一	居宅療養 管理指導	サカエ薬局 三条	八戸市大字尻内 の町字鴨ヶ池一六	二六・六・三
津軽保健生 活協同組合	弘前市大字田町 五丁目二の二	訪問看護	津軽保健生 生活訪問看護 センター	黒石市ちとせ三 丁目七	二六・七・三
つがる西北 五広域連合	五所川原市字岩 木町一二	"	つがる西北 五広域連合 院西北中央病	五所川原市字布 屋町四一	二六・三・三
つがる西北 五広域連合	三沢市大町二丁 目一三の四五	訪問介護	のぞみヘル パーセンター シヨンス	三沢市大町二丁 目一三の四五	二六・六・三
つがる西北 五広域連合 病センター	訪問看護	"	のぞみヘル パーセンター シヨンス	三沢市大町二丁 目一三の四五	二六・六・三

青森県告示第七百九十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護支援事業者	名 称	居宅介護支援事業所	廃止年月日
有限会社のぞみケアセンター	三沢市大町二丁目一三の四五	のぞみ居宅介護支援事業所	三沢市大町二丁目一三の四五	平成 二六・六・三〇

青森県告示第八百号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

介 護 予 防 事 業 者	介 護 予 防 事 業 所	廃 止 年 月 日
名 称	名 称	
主たる事務所の所在地	所 在 地	
介 護 予 防 事 業 の 種 類		
津軽保健生活協同組合	津軽保健生活協同組合 訪問看護ステーション ふじしる	平成 二六・七・三
弘前市大字田町五丁目二の二	弘前市大字藤代二丁目二の二	
日本健康開発株式会社	ひなた松原	二六・九・三〇
弘前市大字八幡町三丁目一の一	弘前市大字松原東三丁目二の一	
介護予防訪問介護		
サカエ薬局	八戸市大字尻内一丁目一六	二六・六・三
介護予防管理指導		

津軽保健生活協同組合	弘前市大字田町五丁目二の二	訪問看護	津軽保健生活協同組合 訪問看護ステーション	黒石市ちとせ三丁目七	二六・七・三
五所川原市字岩木町一二	五所川原市字岩木町一二	訪問看護	訪問看護	五所川原市字布屋町四一	二六・三・三
五所川原市字岩木町一二	五所川原市字岩木町一二	訪問看護	訪問看護	五所川原市字岩木町一二	二六・三・三
五所川原市字岩木町一二	五所川原市字岩木町一二	訪問看護	訪問看護	五所川原市字岩木町一二	二六・三・三
五所川原市字岩木町一二	五所川原市字岩木町一二	訪問看護	訪問看護	五所川原市字岩木町一二	二六・三・三

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭